

鳥羽商船高等専門学校サイバーセキュリティ学生規程

制 定 平成23年 3月 3日
最終改正 令和 4年 3月 8日

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 情報システムの利用（第7条－第14条）
- 第3章 物理的セキュリティ対策（第15条）
- 第4章 教育（第16条）
- 第5章 情報セキュリティインシデント対応（第17条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）別表、及び独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則（機構規則第99号。以下「格付規則」という。）、並びに本校サイバーセキュリティ管理規程別表1から別表5までの定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本校内で学生が使用する情報システム（学生個人が所有する情報システムを含む。）を対象とする。

（一般的遵守事項）

第4条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の基本方針及び実施規則を遵守しなければならない。

（一般的禁止事項）

第5条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- 二 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- 三 守秘義務に違反する情報の発信

- 四 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- 五 公序良俗に反する情報の発信
- 六 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- 七 ネットワークを通じて行う通信の傍受等，通信の秘密を侵害する行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為，又はこれに類する行為
- 九 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- 十 その他法令に基づく処罰の対象となり，又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- 十一 上記の行為を助長する行為

（本校の情報システムの利用に係わる禁止事項）

第6条 本校の学生は，次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること，及び利用資格のない者に利用させること。
 - 二 本校の教職員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。ただし，オープンソースソフトウェアについては別に定める実施手順によるものとする。
 - 三 教職員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
 - 四 教職員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに，情報公開を行うこと。
 - 五 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。
 - 六 ネットワーク上の通信を監視し，又は情報システムの利用情報を取得すること。
 - 七 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては，教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。なお，当該ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は教職員を通して情報セキュリティ副責任者の許可を得なければならない。

第2章 情報システムの利用

（ユーザーIDの管理）

第7条 本校の学生は，本校の情報システムに係わるユーザーIDについて，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて，本校の情報システム

を利用しないこと。

- 二 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。
- 三 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。

(パスワードの管理)

第8条 本校の学生は、本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他者に知られないようにすること。
 - 二 他者に教えないこと。
 - 三 容易に推測されないものにする。
 - 四 パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
 - 五 忘れないように努めること。
 - 六 異なる識別コードに対して、共通のパスワードを用いないこと。
 - 七 異なる情報システムに対して、識別コード及びパスワード情報の共通の組合せを用いないこと。(シングルサインオンを除く。)
- 2 前項のパスワードが他者に使用され又はその危険が発生した場合は、直ちに教職員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

(ICカードの管理)

第9条 本校の学生は、本校の情報システムの利用認証に関わるICカードを導入した場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じること。
 - 二 他者に付与及び貸与しないこと。
 - 三 利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく教職員を通して情報セキュリティ推進責任者に返還すること。
- 2 前項のICカードを紛失しないように管理すること。なお、紛失した場合は、教職員を通して直ちにその旨を情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者に報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第10条 本校の学生がPCを利用する場合は、別に定める実施手順に従って取り扱い、当該PCおよび扱う情報を適切に保護しなければならない。

(自己が管理するPCへの対策)

第11条 本校の学生は、自己の管理するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- 一 マルウェア対策ソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
 - 二 インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。
 - 三 自己の管理するPCの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
 - 四 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。
- 2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める実施手順によるものとする。

(電子メールの利用)

第12条 本校の学生が電子メールを利用する場合は、別に定める実施手順に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 教育を受ける又は研究を行う目的以外での通信を行わないこと。
- 三 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第13条 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、別に定める実施手順に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。
- 二 教育を受ける又は研究を行う目的以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の端末からの利用及び本校支給以外の端末の持込)

第14条 本校の学生が本校支給以外の端末から公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の端末を利用し本校の教育を受ける場合若しくは研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事前に教職員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ること。
- 二 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えるとともに、ログ機能を設定し、動作させること。
- 三 当該情報システムにマルウェア対策ソフトウェアをインストールし、最新のウィルス定義ファイルに更新すること。
- 四 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。
- 五 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

第3章 物理的セキュリティ対策

(物理的入退場管理)

第15条 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 管理区域へ入場する場合は、学生証を携帯すること。
- 二 情報資産を有する部屋を無人にする場合は、必ず施錠すること。

第4章 教育

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第16条 本校の学生は、情報セキュリティ責任者が実施する情報セキュリティ教育を受講しなければならない。

第5章 情報セキュリティインシデント対応

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第17条 本校の学生が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。
 - 一 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。
 - 二 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時にその指示に従うこと。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。